

外為法違反事案の分析結果について (安全保障貿易関係) (2024年度)

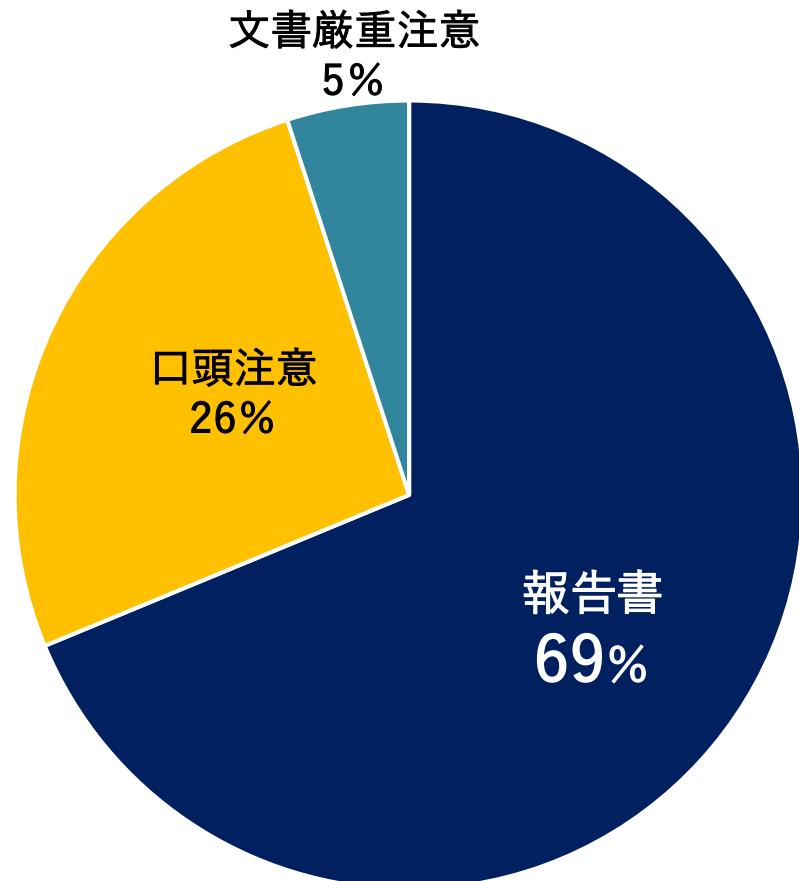
本資料は、2024年4月1日から2025年3月31までの間に処分を決定した
事案を対象としてとりまとめたものです。

2025年12月
経済産業省 貿易経済安全保障局
安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「行政制裁」及び「警告」：故意性のある**悪質な違反**に対する処分実績はなし。
- 「経緯書+文書厳重注意」及び「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性等を勘案し、比較的問題が大きい事案の場合に行う処分は、それぞれ**5%、26%**。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓で了とする軽微な事案は**最多の69%**。

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	0%
経緯書+文書厳重注意	5%
経緯書+口頭注意	26%
報告書	69%
合計	100%

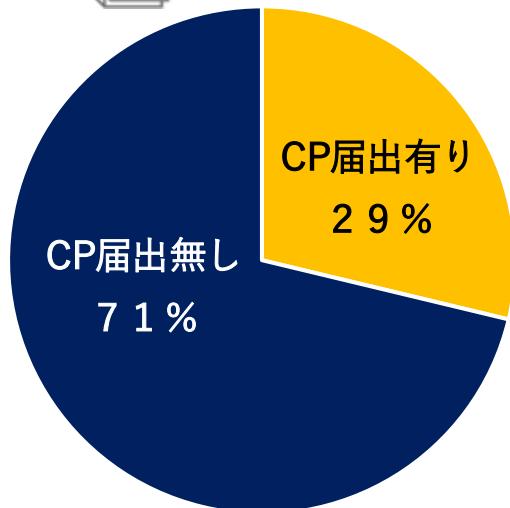


②違反企業規模別割合

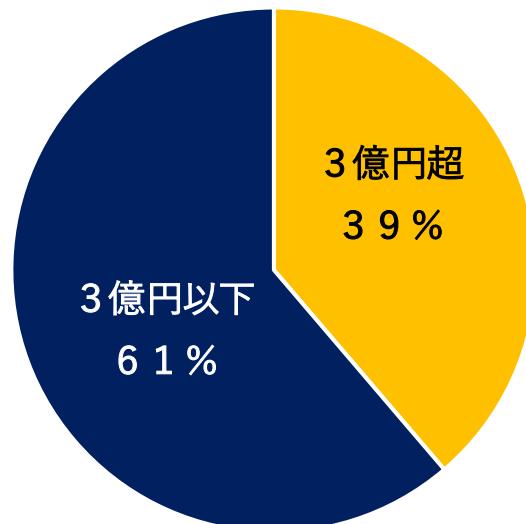
- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が大きい（71%）。
- 資本金別でみると、3億円以下が過半（61%）を占める。
- 従業員別でみると、300人以下が過半（64%）を占める。
- CPの届出がなく、比較的規模の小さい企業の違反割合が大きい傾向にあることが分かる。



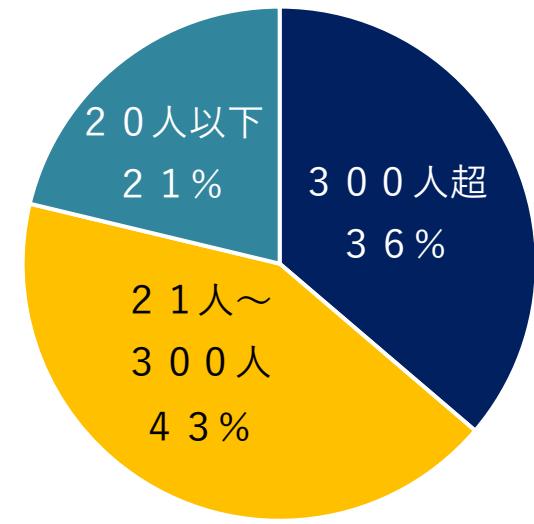
CP届出別



資金別



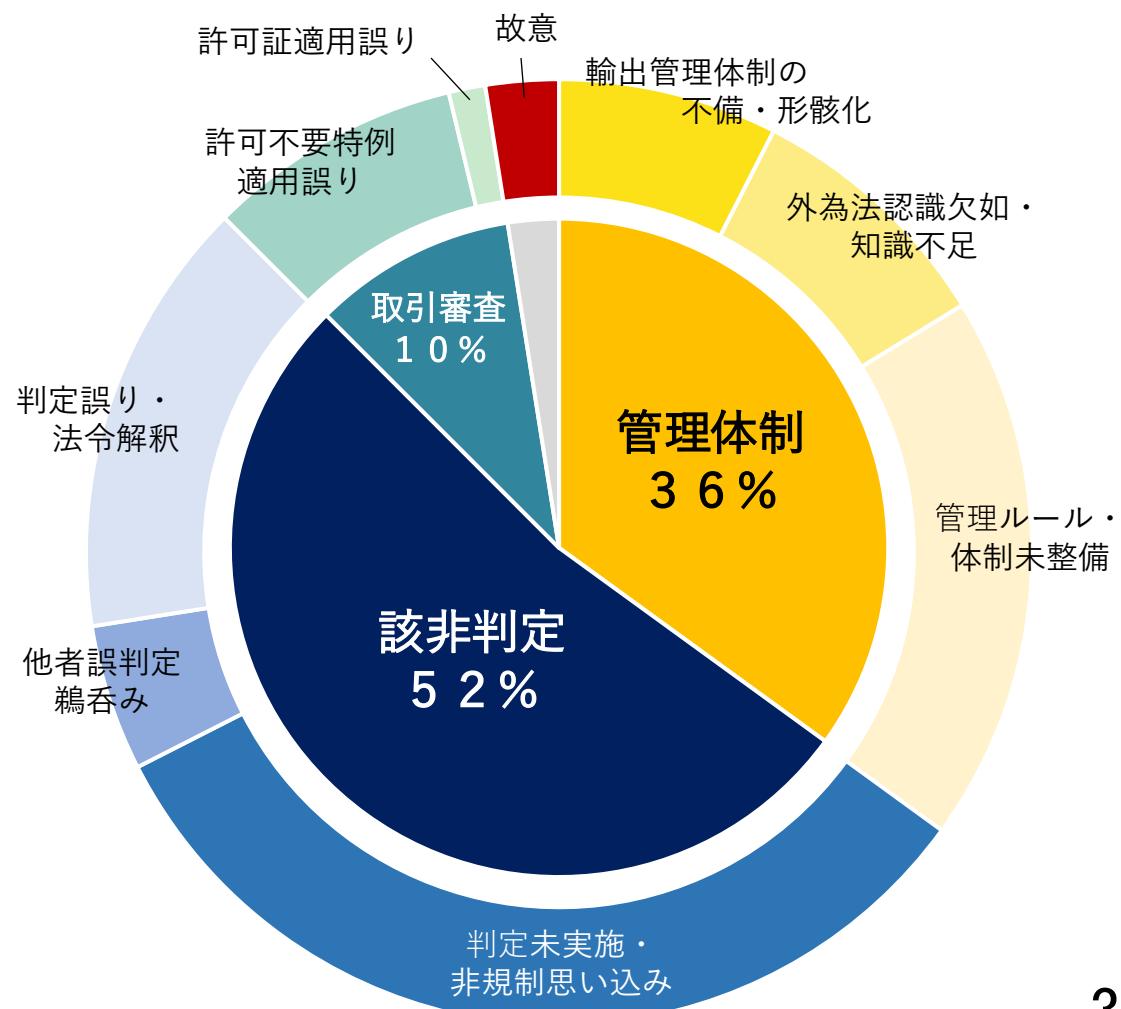
従業員数別



③ 違反原因分類別割合

- 該非判定未実施・判定誤り・他者誤判定鵜呑みなど「該非判定」に係る違反が52%と多く、特に「判定未実施・非規制思い込み」による違反が32%と多数を占める。
- 外為法認識欠如や知識不足・輸出管理体制未整備など「管理体制」に係る違反は36%。
- なお、違反は個々の様々な要素の連鎖の結果という面があることにも留意が必要。

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	8%
	外為法認識欠如・知識不足	9%
	管理ルール・体制未整備	19%
該非判定	判定未実施・非規制思い込み	32%
	他者誤判定鵜呑み	5%
	判定誤り・法令解釈誤り	15%
取引審査	許可不要特例適用誤り	9%
	許可証適用誤り	1%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	0%
故意	故意	2%
合計		100%

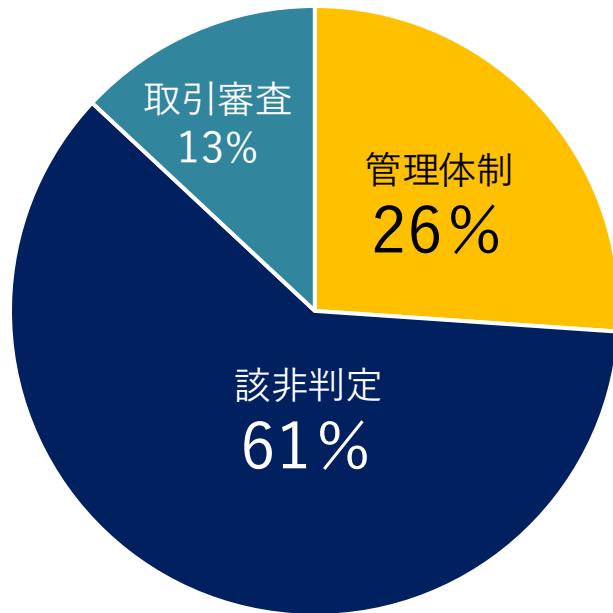


※違反の原因は主要因を集計しているが、事案によっては付随する要因がある

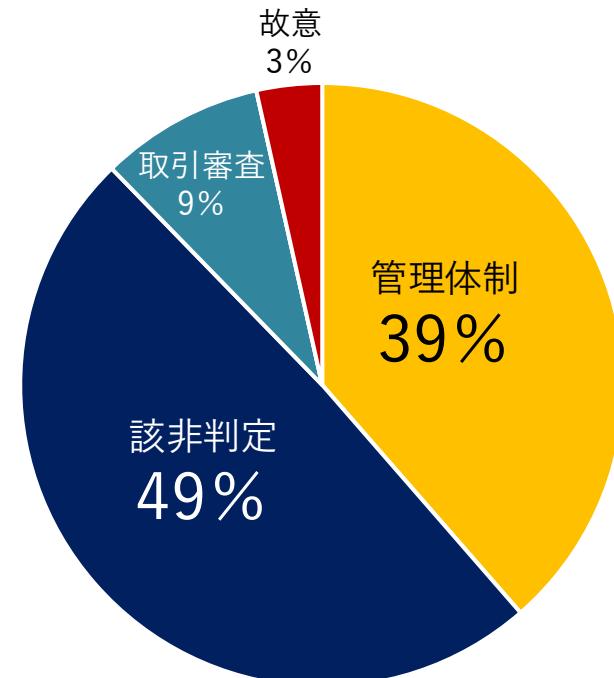
③ 違反原因分類別割合（比較：CP届出の有無）



CP届出企業

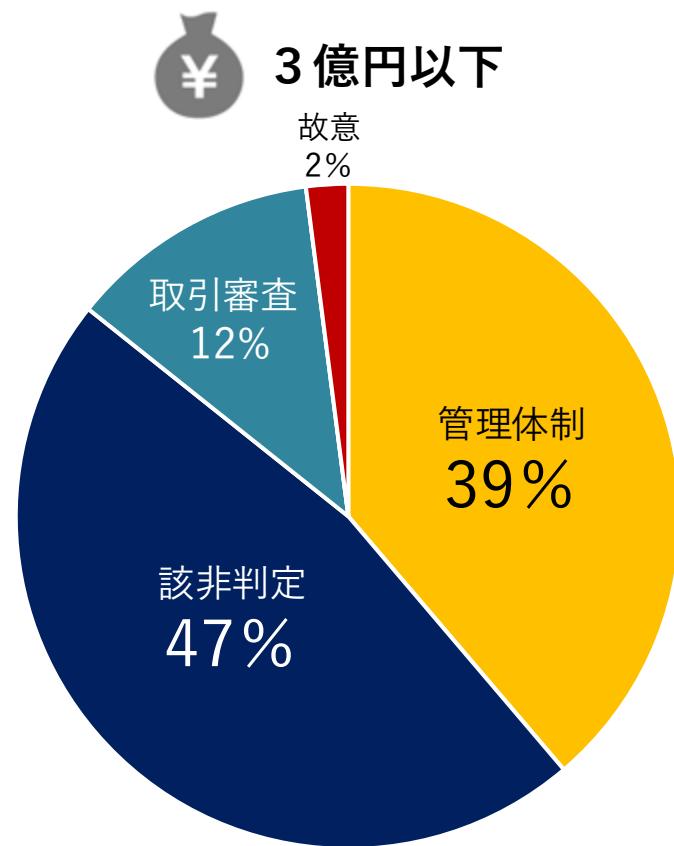
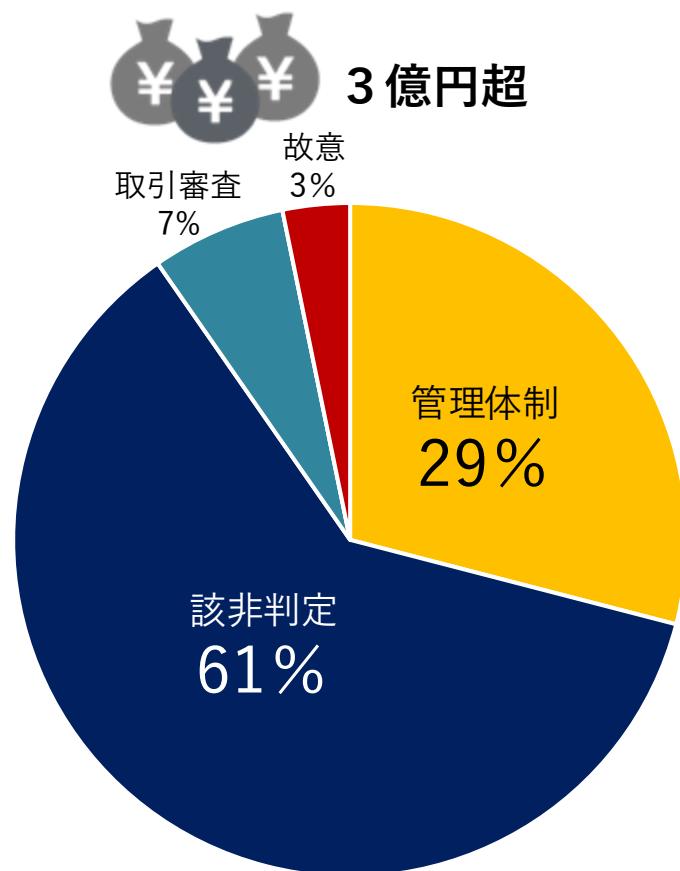


CP届出企業以外



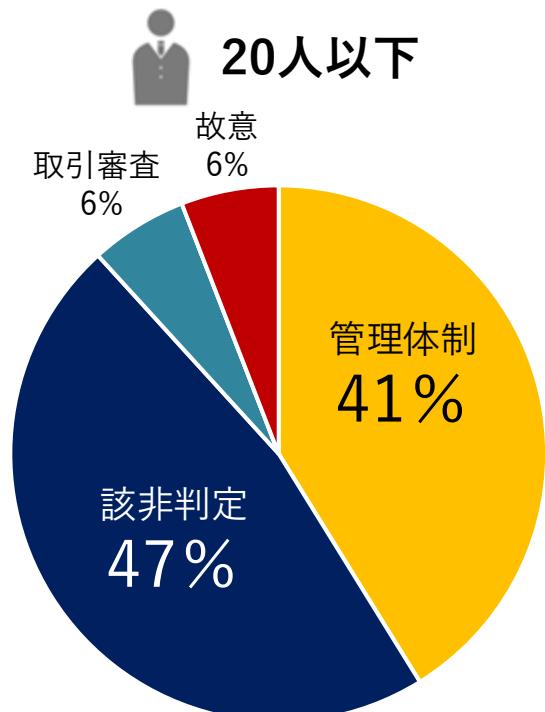
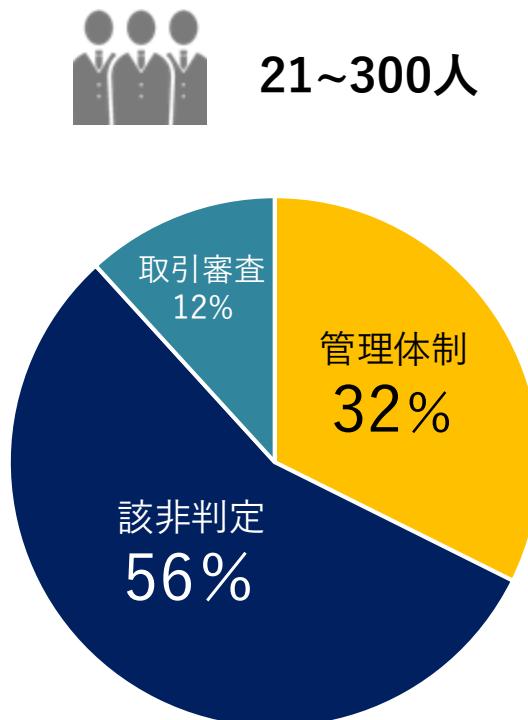
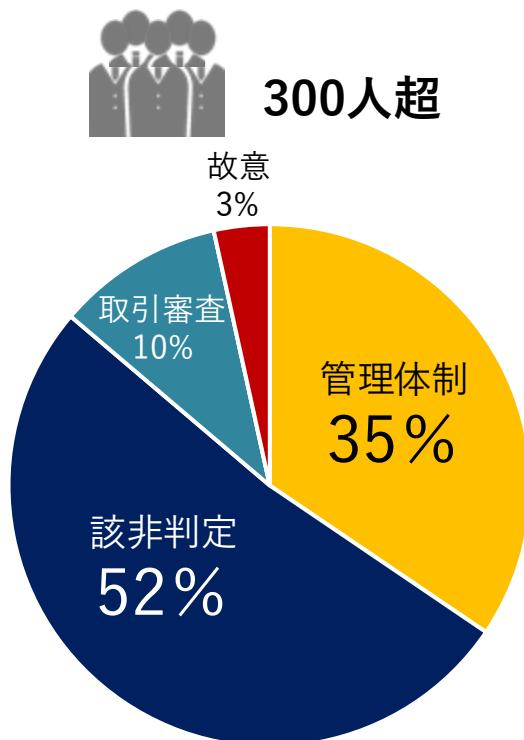
違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外
管理体制	26%	39%
該非判定	61%	49%
取引審査	13%	9%
出荷管理	0%	0%
故意	0%	3%

③ 違反原因分類別割合（比較：資本金別）



違反原因	3億円超	3億円以下
管理体制	29%	39%
該非判定	61%	47%
取引審査	7%	12%
出荷管理	0%	0%
故意	3%	2%

③ 違反原因分類別割合（比較：従業員数別）

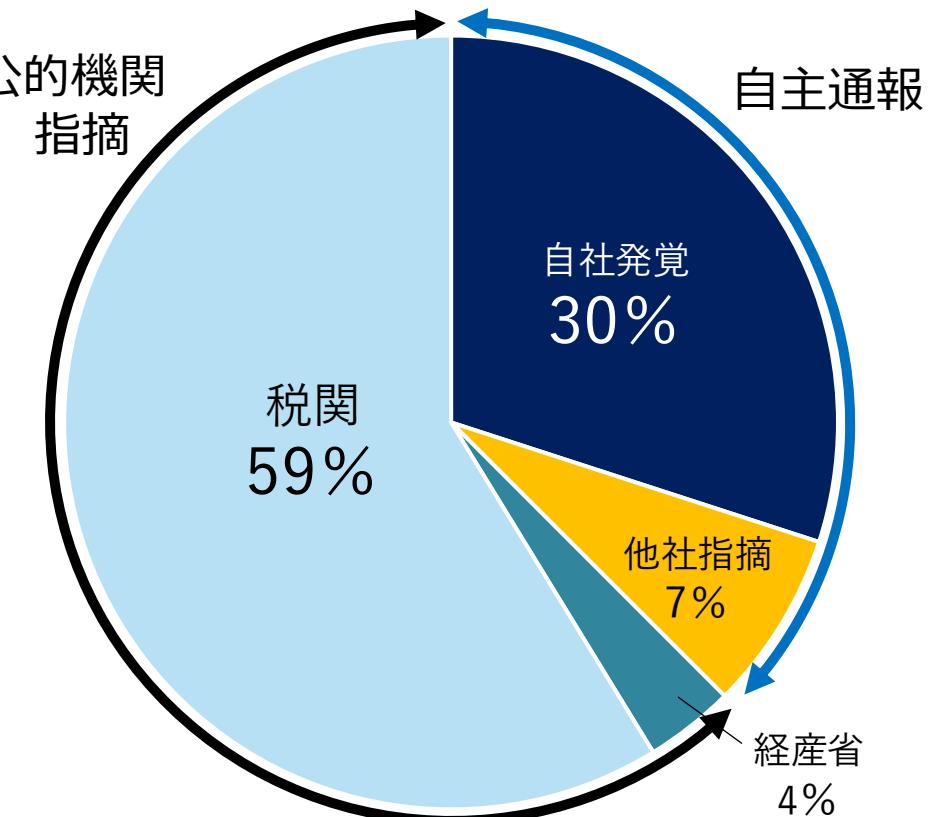


違反原因	300人超	21~300人	20人以下
管理体制	35%	32%	41%
該非判定	52%	56%	47%
取引審査	10%	12%	6%
出荷管理	0%	0%	0%
故意	3%	0%	6%

④ 違反発覚の端緒分類別割合

- 違反発覚の端緒の 約3割が自社における監査等によるものとなっている。
- 最も多いものは税関の事後調査により発覚した事案であり、59%である。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	30%	37%
	他社指摘	7%	
公的機関指摘	経産省	4%	63%
	税関	59%	
	警察	0%	

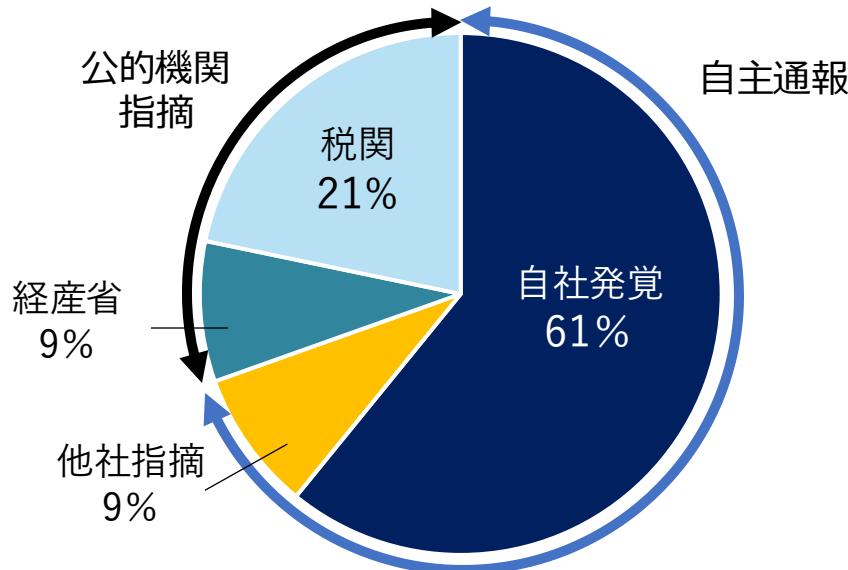


④ 違反発覚の端緒分類別割合 (CP届出別)

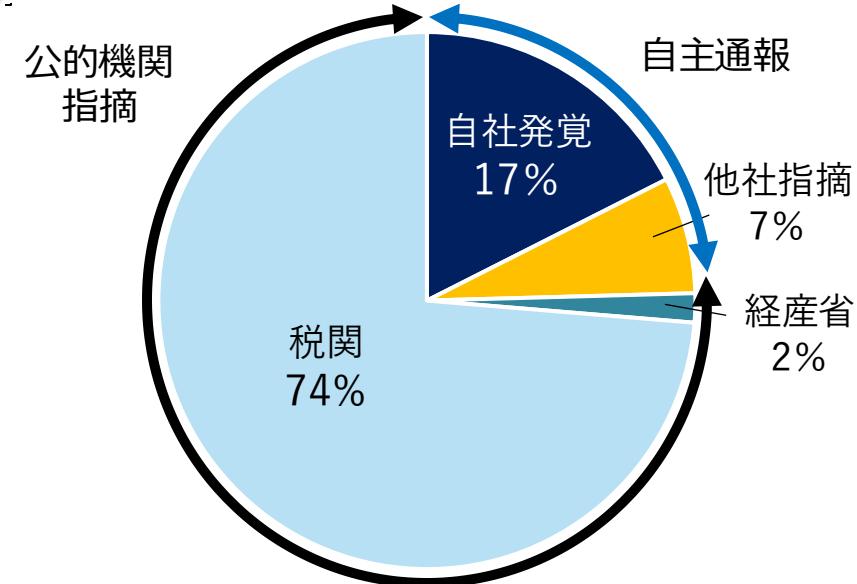
- CP届出企業は、**自社発覚**の割合が**6割**に上っており、**監査機能の重要性**が示されている。
- CP届出企業以外は、**自主通報**と**公的機関指摘**の割合がおよそ**2:8**である。
また、**税関による指摘**が全体の**74%**を占めており、**自社内での発覚の比率が低い**。



CP届出企業



CP届出企業以外



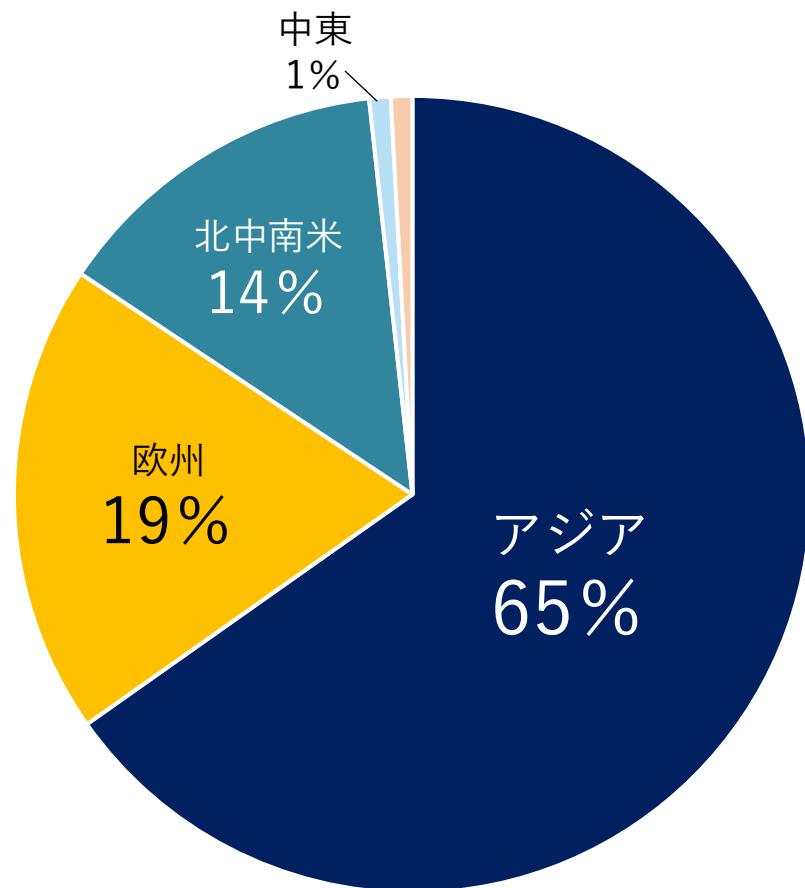
分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	61%	70%
	他社指摘	9%	
公的機関指摘	経産省	9%	30%
	税関	21%	

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	17%	24%
	他社指摘	7%	
公的機関指摘	経産省	2%	76%
	税関	74%	

⑤ 違反仕向地域別割合

- アジア向けが65%と最多。
- 次いで先進国を中心とした地域である欧州及び北中南米が合わせて33%。
- その他の地域には公海が含まれる。

地域	割合
アジア	65%
欧州	19%
北中南米	14%
中東	1%
その他	1%



(注) 1件で複数の国・地域向けが含まれている場合には、それぞれを個々に計上して算出。

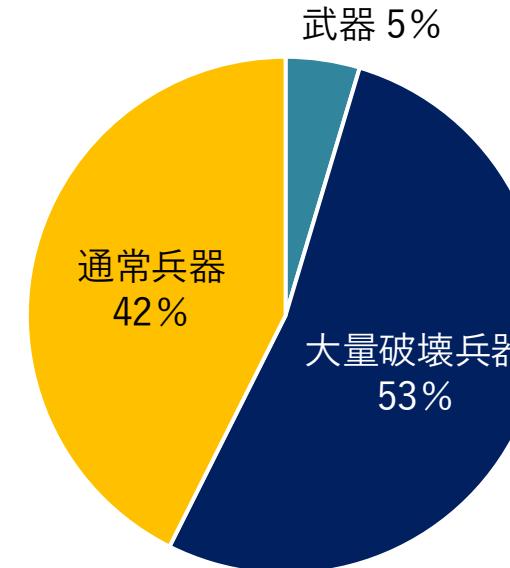
⑥ 違反項目別割合

- **大量破壊兵器関連（2~4項）** の割合が最も多く**53%**。次いで、**通常兵器関連（5~15項）**が**42%**、**武器関連（1項）**が**5%**。
- 大量破壊兵器関連の中でも、2項又は3項該当の貨物に関する違反が目立った。
- 違反全体に占める**貨物の輸出**（外為法第48条第1項）と**役務の提供**（同第25条第1項）の割合は、それぞれ**84%**、**16%**であり、貨物が多い。

特に違反が多かった貨物及び技術は以下のとおり。

項目番号	項目
3(1)	軍用の化学製剤の原料となる物質等
3(2)7	弁
2(32)	質量分析計
2(8)	周波数変換器
3(2)9	ポンプ
5(16)	ビスマレイミド
7(10)	アナログデジタル変換機
外2(2)	数値制御装置の使用にかかる技術
外2(1)	2項該当貨物の設計、製造又は使用に係る技術
外4(1)	4項該当貨物の設計、製造又は使用に係る技術
外5(1)	5項該当貨物の設計又は製造に係る技術

※赤字は大量破壊兵器関連



分類	割合
武器関連	5%
大量破壊兵器関連	53%
通常兵器関連	42%
キャッチオール	0%

⑦ 違反事例

(1) 管理体制に関する違反事例

違反の概要	解説
<p>＜輸出管理体制の未整備＞ 貨物の輸出及び役務の提供について、担当者は外為法上の手続きが必要なことは認識していたが、納期が迫っていたこともあり、<u>上長の確認を得ることなく担当者の判断で</u>非該当として輸出した。</p>	<p>社内の決裁を経ることなく、担当者の独断で輸出できる体制に問題がある。輸出管理において想定される様々なリスクを事前に把握し、回避するために、輸出管理体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p>安全保障貿易管理HP 企業等の自主管理の促進</p>

(2) 外為法認識不足

違反の概要	解説
<p>＜外為法認識不足＞ リスト規制に該当するサンプル品を海外取引先に提供することになったが、<u>サンプルの提供は輸出に当たるとの認識がなく</u>、外為法上の必要な手続きを行わなかつた。</p>	<p>サンプルの提供は有償か無償かを問わず輸出に当たるため、法令に則って手続きを行う必要がある。その他、不具合品やレンタル品の返送、修理後の納品、海外子会社向けの材料等の提供等も輸出に当たる。</p>
<p>＜外為法認識不足＞</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>ソフトウェアの提供</u>が外為法の規制対象となりうるとの認識がなかつた。・クラウドサービス上に該当の技術を保存しており、<u>海外の子会社が自由にアクセス可能</u>な状態であったが、当該行為が役務の提供に当たるとの認識がなかつた。	<ul style="list-style-type: none">・貨物の<u>設計、製造又は使用に必要な特定の情報</u>については、ソフトウェアの形態であっても規制技術に該当し、外為法の規制対象となりうる場合がある。・自社の子会社であっても、<u>非居住者が自由に規制に該当する技術にアクセスできる状態</u>は技術の提供に当たると考えられるため、アクセス制限を行うか、役務取引許可申請を行う必要がある。

輸出管理体制整備：「該非判定」「取引審査」「出荷管理」等について、社内での業務分担・責任範囲を定めるなど、社として輸出管理を適切に実施するための仕組みを整備すること。

⑦ 違反事例

(3) 該非判定に関する違反事例

違反の概要	解説
<p><判定未実施・非規制思い込み> 従来取り扱っていた非該当の製品が廃番になつたため、型番違いの代替品を輸出することになつたが、非該当製品と同等の性能であるため、当然<u>非該当である</u>と思ひ込み、該非判定を行わなかつた。</p>	<p>該非判定は輸出の都度行う必要がある。 従来の非該当製品と互換性、代替性のある品物であつても、機能・性能が変更、改良されるなど仕様が異なつてゐる場合があるため、改めて該非判定を行うことが推奨される。</p>
<p><他社誤判定鵜呑み> メーカーから入手した該非判定書には、輸出しようとしている貨物は非該当と表記されていたため、<u>自社で改めて該非判定をすることなく非該当品として輸出</u>したが、後日、メーカーの誤りで実は該当品であることが判明した。</p>	<p>該非判定は輸出者の責任において実施しなければならないため、他社から入手した該非判定書についても自社において再度確認するよう努める必要がある。</p>
<p><判定誤り> 2項及び6項で該非判定を行う必要がある貨物を、<u>2項のみで該非判定を行い、非該当として輸出</u>した。</p>	<p>外為法上の規制に該当する項目は1つとは限らず、<u>複数の項目によって規制されている場合がある</u>ため、該当する可能性のある項目はすべて確認する必要がある。</p>
<p><法令改正への対応不足> 過去に非該当と判定した製品が法令改正により該当品になつたものの、<u>法令改正について認識がなく、無許可輸出を繰り返した</u>。</p>	<p>該非判定は、<u>最新の外為法に基づき判定する必要がある</u>。法令改正時には判定内容を確認すること。 安全保障貿易管理HP 改正情報</p>

⑦ 違反事例

(4) 特例適用誤り

違反の概要	解説
<p>〈少額特例適用誤り〉 1つの契約にかかる金額が少額特例の上限額を超えていても、1回の輸出当たりの輸出申告額がその上限額以内であれば少額特例が適用可能であると考え、複数回に分けて許可を得ることなく輸出した。</p>	<p>少額特例の適用は個々の申告額ではなく、契約額全体で判断する必要がある。また、1つの契約を合理的な理由なく複数の契約に分割し、それぞれ少額特例を適用することは、少額特例の悪用とみなされる場合があり、外為法違反となるおそれがある。</p> <p>経済産業省安全保障貿易管理HP Q&A（少額特例）Q5参照</p>
<p>〈修理特例適用誤り〉 本邦から輸出した貨物を修理するために輸入し、修理にあわせて改良を行い性能が向上したが、貨物等省令に定める仕様に変化はなかったことから、修理特例が適用可能であると考え、許可を得ることなく輸出した。</p>	<p>いわゆる修理特例を適用するためには、</p> <ul style="list-style-type: none">・本邦から輸出した貨物を本邦において修理する・修理完了後貨物の本邦への輸出者に再輸出する・修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のない <p>ことが必要である。修理には1対1の交換を含む。</p> <p>輸出貿易管理令第4条第1項第二号木・へ無償告示 輸出貿易管理令の運用について4-1-2(5)</p>

⑦ 違反事例

（5）輸出申告上の不備（関税法違反）

違反の概要	解説
<p>＜許可証、特例適用の申告漏れ＞</p> <ul style="list-style-type: none">・特別一般包括等の許可証を保有していたが、該当貨物を誤って非該当として税関に申告し、輸出した。・少額特例が適用される貨物を誤って非該当として税関に申告し、輸出した。	<p>外為法上の輸出許可証を有している場合や、輸出貿易管理令第4条で定める特例が適用される場合は、その旨を輸出時に税関に申告する必要がある。</p> <p>直ちに外為法上の違反（無許可輸出）とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。</p> <p>通関手続を通関業者等に依頼する場合（代理通関）には、あらかじめ外為法に基づく許可証を保有している、あるいは特例を適用する旨伝達しておく必要がある。なお、通関業者等を利用したとしても、申告不備の責は、あくまでも輸出者にあることとなるため、注意が必要である。</p>
<p>＜特例適用貨物への許可証適用誤り＞</p> <p>少額特例が適用される貨物であるにもかかわらず、特例適用可否の判断作業を省き社内手続きを簡素化するため、包括許可証を用いて輸出した。</p>	<p>輸出貿易管理令第4条の規定（特例）が適用される貨物については外為法上の許可を得る必要がないため、包括許可証を使用した輸出として税関に申告するのは誤り。</p> <p>直ちに外為法上の無許可輸出とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。</p>